

神奈川県重度障がい者医療費助成制度に関する意見書

平塚市議会は、平成23年8月に障がい者団体から要望を受け検討を重ねてきた。

障がい者自立支援法の施行に伴い、精神障がい者に対する福祉においても他の二障がいと同じ制度が利用できるようになったが、個別施策の面では障がい者間格差が生じている。神奈川県福祉政策においても精神障がい者は同等の恩恵に浴していないのが実情であり、とりわけ精神障がい者が医療を受けた場合の医療費助成の充実が求められている。

具体的には、県内の重度障がい者医療費助成制度では、重度の身体障がい者と知的障がい者は、全ての診療科目において健康保険対象の医療費が全額免除とされている。（身体障がい者手帳1級、2級、及び知的障がい者療育手帳A1級、A2級）

一方、精神障がい者は、精神科に通院した場合のみ自己負担が1割に軽減されるが、精神科病院に入院した場合や精神科以外の診療科で治療を受けた場合は、一般健常者と同じ3割負担となっている。

については、県におかれては、障がい格差、地域格差を解消、是正していただき、特に在宅で障がい者を抱えて生活が困窮している家族の負担軽減を図るよう求めるものである。

- 1 重度障がい者医療費助成制度を拡充し、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級保持者を医療費助成の対象に加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

平塚市議会